

「新たな教職員の学び」協働開発推進事業
教職員支援機構特別研修員の委嘱に関する取扱い

令和4年11月11日

理事長 裁定

一部改正 令和5年9月21日

(目的)

第1条 この取扱いは、「新たな教職員の学び」協働開発推進事業実施要項に基づき、教職員支援機構（以下「機構」という。）特別研修員（以下「特別研修員」という。）の委嘱に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 特別研修員の身分は、地方公務員として在籍のまま、機構に特別研修員として派遣される。

- 2 初年度、特別研修員の勤務地は、つくば本部（茨城県つくば市立原3番地）とする。なお、2年目は、教育委員会の希望によりつくば本部での勤務も可とする。その場合、以下のいずれかとする。
 - ・初年度派遣職員の派遣期間を、1年延長する。
 - ・特別研修員を1名追加の上、当該追加された職員をつくば本部に派遣し、初年度派遣職員は、派遣元教育センター等で勤務する。

(委嘱)

第3条 特別研修員の委嘱は、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会から派遣された者について理事長が行うものとする。

- 2 特別研修員には、委嘱状を交付するものとする。

(委嘱期間)

第4条 特別研修員の委嘱期間は、原則として1年を単位とし、必要に応じてこれを更新することができる。

(要件)

第5条 特別研修員として派遣される者の要件としては次に掲げるとおりとする。

- 一 教育センターや学校等における新たな教職員研修の企画・運営に関し、今後、中核的な役割を担うことを期待される者（指導主事や中堅教員等）であること。

- 二 教職員として勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健全であること。
- 三 初年度、つくば本部（茨城県つくば市立原3番地）において、勤務可能な者であること。

（役割）

第6条 特別研修員の役割は以下のとおりとする。

<1年目、2年目（つくば本部勤務の場合）>

- （1）つくば本部において、年間を通して、派遣元のチームに所属し、その取組に参画しながら、機構の「研修マネジメント力育成プログラム」に参加するとともに、（2）～（4）の実務を経験することを通じて、「新たな教職員の学び」や研修の立案・運営への理解を深め、研修の企画立案・運営力の向上を図る。
- （2）「次世代型教職員研修開発センター」が推進する事業をはじめ、機構における以下等の実務を実地に経験する。
 - ① 教職員研修の企画立案及び運営
 - ② 全国の教職員研修に関する指導・助言・援助の企画立案及び実施
 - ③ 都道府県市教育センターにおける出前研修講師
- （3）機構の調査研究プロジェクトに参画する。
- （4）派遣元の教育委員会や教育センター等が、当該年度や翌年度以降に実施する新たな教職員研修の企画立案や運営に携わる。

<2年目（派遣元教育委員会の教育センター等勤務の場合）>

- （1）派遣元の教育委員会の教育センター等において、新たな教職員研修の実施や普及を行う。
- （2）（1）の取組状況について、年間を通じて機構や全国との情報共有を行う。

（秘密保持義務）

第7条 特別研修員は、職務を通じて知ることができたすべての秘密について、第三者に漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も同様とする。

（費用の負担）

第8条 給与及び派遣に要する経費については、教育委員会が負担する。ただし、特別研修員の機構における活動に要する経費、及び、転居を伴い赴任する場合の住居にかかる賃料（共益費を含む）は、規程に基づき機構が負担する。